

平成24年9月5日、いわゆる改正動物愛護管理法が公布され、平成25年9月1日から施行されている。

この法律には、「犬猫等販売業者（販売の用に供する犬又は猫の繁殖を行う者に限る）は、その繁殖を行った犬又は猫であつて出生後56日を経過しないものについて、販売のため又は販売の用に供するために引渡し又は展示してはならない」（同法第22条の5）と規定されている（この規制は「8週齢規制」と呼ばれている）。環境省の「犬猫幼齢動物の販売日齢について」で検討された中でも、犬の性格を決定づける「社会化期」というものがあり、その期間は親や兄弟姉妹と一緒に過ごさせることで社会的関係を身につけること、それ以前に親から引き離すと成犬になった時に攻撃性や警戒心が強くなるなどの指摘がなされた。

この点については、56日（8週）という形式的な数値規制が必要であるのか、科学的な根拠があるのかなどという「反論がペットショップ業界を中心になされた。8週規制の客観的根拠としてペンシルバニア大学獣医学部のサーベル教授の見解も引用され

ることがあるが、その対象となった犬が大型犬だけであり小型犬が含まれていないことや、犬以外のペットに拡張することに合理性があるのかなど、いろいろと議論された。その結果、56日（8週）齢規制は、いわゆる動物愛護管理法の附則により施行日（平成25年9月1日）から3年間は「56日」を「45日」と読み替え、施行後4年目からは別な法律で定める日まで「49日」と読み替える（附則第7条）こととなり、直ちに「56日（8週）齢規制」を導入するのではなく段階的に近づけることとなった。

ところで、私は、かつて、このコラムにて旭川市に続いて札幌市も平成26年中の犬の殺処分がゼロとなったことを紹介したことがある。この動きに呼応して、平成26年11月13日、札幌市保健所運営協議会から札幌市に対し「札幌市の動物愛護管理行政のあり方について」と題する意見が提言された。その中では、「人と動物が共生する社会の実現」を目標として掲げ、この目標を達成するための3つの重点項目として、①「動物愛護精神の滋養」②「動物の管理体制の整備」（後記の基本構想では「動物

物の適正管理の推進」と表記）③「動物の福祉向上」があげられる。この「動物の福祉向上」の中で検討される各事項は、虐待や多頭飼育を含めた動物に関する様々な問題が表面化する現代においてますます重要な事項になってくるものと位置づけられた。そして、ついに、平成27年5月、札幌市は動物愛護管理基本構想を策定し、その中で、「人と動物が共生する社会の実現」を達成するために前述した3つの基本施策を盛り込んだ札幌市独自の「札幌市動物の愛護及び管理に関する条例」を制定することを明らかにした。この条例案が平成28年2月17日からの札幌市議会に提案されることとなる。その内容には北海道動物の愛護及び管理に関する条例の内容をさらに強化した規定や、新たに追加した先駆的な規定があり、その中に「56日（8週）齢規制」が盛り込まれている。

より具体的に言及すれば、動物の飼いが遵守すべき義務として、犬及び猫については生後8週間の間は親子を共に飼育するよう努める旨の努力義務規定を置いた。しかも、この「飼い主」の内容については定義規定

があり、私たち一般市民だけではなく、動物の所有者又は占有者と定められ、この「占有者」の中にペットショップの従業員などの所有者以外で動物を飼育する者も含まれた。その結果、努力義務規定は、ペットショップ、犬や猫の繁殖業者にも適用され、56日（8週）間、犬や猫は親や兄弟姉妹と一緒に暮らせるようになる。平成28年1月31日付朝日新聞朝刊によれば、この条例案が制定・施行されれば、いわゆる動物愛護管理法で義務付けられている「犬猫等健康安全計画」に、生後何日まで自分のところで育てているのかを具体的に記載するよう札幌市で指導してきた内容が、8週間以上の具体的な日数を記載するよう指導されることとなり、56日（8週）齢規制を側方から支援することになった。この札幌市の条例制定の動きは、いわゆる動物愛護管理法の目的をさらに推し進める、全国的に先頭をひた走る先駆的な試みである。すでに政令指定都市のうち20都市ほどで施行されている動物愛護及び管理に関する条例を後押しする動きとなることを大いに期待したい。

法律 40
法相 R

「札幌市動物の愛護及び管理に関する条例」に期待する

高橋 司 たかはし・つかさ

弁護士。1963年生まれ。北海道大学大学院法学研究科修了。「高橋・白浦法律事務所」代表。